

## 矢板市条例第28号

### 矢板市景観条例

#### (目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の景観形成に関する基本的な事項を定めることにより、良好な景観を次世代に継承するとともに、本市の特性を活かした魅力ある景観まちづくりに資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

#### (市の責務)

第3条 市は、良好な景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、良好な景観形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講じなければならない。

3 市は、公共施設の整備をするときは、良好な景観形成に先導的な役割を果たさなければならない。

#### (市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観まちづくりの主体であることを認識し、本市の良好な景観形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観形成に関する施策に協力しなければならない。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観まちづくりに自ら

努めるとともに、市が実施する良好な景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画の変更の手続)

第6条 市長は、法第8条第1項の規定により市で定めた景観計画（以下「景観計画」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ矢板市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(景観形成重点区域の指定)

第7条 市長は、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）のうち次の各号のいずれかに該当する地域で、重点的に景観形成を推進する必要があると認められるものについて、景観形成重点区域（以下この条において「重点区域」という。）として指定することができる。

- (1) 本市の象徴的な景観又は地域のシンボルとなっている景観を有する地域
- (2) 新たな魅力ある景観の創出を目指す地域
- (3) 市民又は事業者の発意により、継続的に景観まちづくりを進める地域

2 市長は、重点区域の区域内における景観形成の目標、制限される行為及びその基準その他必要な事項を定めることができる。

3 市長は、重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ指定しようとする地域の住民及び事業者の意見を聴いた上で、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、重点区域を指定したときは、これを告示するものとする。

5 前2項の規定は、重点区域の指定の変更又は解除について準用する。

(景観計画への適合)

第8条 景観計画区域内で法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為（次条において「届出行為」という。）をしようとする者は、当該行為が景観計画の内容に適合するよう努めなければならない。

(事前協議)

第9条 届出行為のうち次に掲げる行為をしようとする者は、その内容についてあらかじめ市長と協議しなければならない。

(1) 高さが13メートルを超える建築物又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。）

(2) 別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模に該当する工作物の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺景観に与える影響が大きいと市長が認める行為

2 前項の規定による協議は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をする日の30日前までに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定により協議した場合において、当該協議に係る行為が法第8条第2項第2号の規定により景観計画に定めた制限（以下「景観形成基準」という。）に適合しないと認めるときは、当該協議の相手方に対し、当該協議に係る行為に関し、設計の変更その他の必要な措置（以下「措置」という。）をとるよう助言し、又は指導することができる。

(行為の完了等の届出)

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(添付図書)

第11条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、景観形成基準についての対応を記載した書面その他規則で定める図書とする。

（助言、指導及び勧告）

第12条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し、措置をとるよう助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の規定により助言又は指導をした場合において、当該助言又は指導をされた者が当該助言又は指導に係る行為に関し、措置をとらなかったとき、又は措置をとったにもかかわらず、景観形成基準に適合しなかったときは、当該助言又は指導をされた者に対し、法第16条第3項の規定による勧告（以下「勧告」という。）をすることができる。

3 市長は、勧告をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

（公表）

第13条 市長は、前条第2項の規定により勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告の内容等を公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明その他意見陳述の機会を設けるとともに、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（届出を要しないその他の行為）

第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 高さが10メートル以下であり、かつ、建築面積が500平方メートル以下の建築物の建築等
- (2) 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模に該当する工  
作物の建設等
- (3) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定  
する開発行為をいう。）のうち開発区域（同条第13項に規定する開発区域を  
いう。）の面積が別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる規  
模に該当するもの  
（特定届出対象行為）

第15条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び  
第2号に掲げる行為とする。

- 2 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、  
あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

（適合通知）

第16条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合に  
おいて、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合すると認めるときは、その旨  
を当該届出をした者に通知するものとする。

（景観重要建造物）

第17条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しよう  
とするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したときは、そ  
の旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木)

第18条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(管理協定の締結等)

第19条 市長は、法第36条第1項の規定により協定を締結しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

(景観まちづくり団体)

第20条 市長は、景観形成の推進を目的として活動する団体が規則で定める要件に該当すると認めるときは、当該団体を景観まちづくり団体として認定することができる。

2 市長は、景観まちづくり団体が解散したとき、又は規則で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。

3 市長は、第1項の規定により景観まちづくり団体を認定し、又は前項の規定により認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

(支援)

第21条 市長は、協働による景観まちづくりを推進するために、次に掲げるものに対し、技術的助言、助成その他必要な支援を予算の範囲内において行うことが

できる。

- (1) 景観まちづくり団体
- (2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者
- (3) 景観形成の推進に努めるもので規則で定めるもの  
(審議会)

第22条 市長の諮問に応じ、次に掲げる景観形成に関する事項を調査審議するため、審議会を設置する。

- (1) この条例の規定により意見を聴くこととされた事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、景観形成の推進に関し必要な事項

2 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に栃木県景観条例（平成15年栃木県条例第6号）第20条の規定によりなされた届出のうち当該届出に係る行為が次の各号のいずれにも該当するものについては、法第16条第1項又は第2項の規定による届出とみなす。

- (1) 景観計画区域内で行われるもの
- (2) 着手予定日が令和5年4月30日以前のもの

3 この条例の施行の際現に景観計画区域内で行うことを予定している行為のうち、

次の各号のいずれにも該当するものについては、第14条に規定する行為とみなす。

- (1) 栃木県景観条例第2条第3号に規定する大規模行為に該当しないもの
- (2) 着手予定日が令和5年4月30日以前のもの

別表第1（第9条関係）

区 分	規 模
柵、塀、垣（生け垣を除く。）、擁壁その他これらに類するもの	高さが5メートルを超えるもの
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが15メートルを超えるもの
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
広告塔、広告板その他これらに類するもの	
彫像、記念碑その他これらに類するもの	
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが20メートルを超えるもの
観覧車、飛行塔、コースター、	高さが15メートルを超えるもの又は築



<p>ウォーターシュート、メリーゴーラ ウンドその他これらに類する遊戯施 設</p>	<p>造面積が1,000平方メートルを超え るもの</p>
<p>アスファルトプラント、コンクリー トプラント、クラッシャープラント その他これらに類する製造施設</p>	
<p>ガス、石油、穀物、飼料その他これ らに類するものを貯蔵し、又は処理 する施設</p>	
<p>自動車車庫の用に供する施設</p>	
<p>汚物処理施設、ごみ焼却施設その他 これらに類する施設</p>	
<p>再生可能エネルギーに関連する自立 型の構造物</p>	<p>(1) 高さが5メートルを超えるもの又は 区域面積が1,000平方メートルを 超えるもの（山地・丘陵地景観ゾーン （景観計画において定める山地・丘陵 地景観ゾーンをいう。以下同じ。）内 で建設等を行う工作物に限る。）</p> <p>(2) 高さが5メートルを超えるもの又は 区域面積が5,000平方メートルを 超えるもの（山地・丘陵地景観ゾーン 内で建設等を行う工作物を除く。）</p>

別表第2（第14条関係）

区 分	規 模
柵、塀、垣（生け垣を除く。）、擁壁その他これらに類するもの	高さが3メートル以下のもの
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが10メートル以下のもの
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
広告塔、広告板その他これらに類するもの	
彫像、記念碑その他これらに類するもの	
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが15メートル以下のもの
観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	高さが10メートル以下で、かつ、築造面積が500平方メートル以下のもの
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント	

その他これらに類する製造施設	
ガス、石油、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵し、又は処理する施設	
自動車車庫の用に供する施設	
汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する施設	
再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物	<p>(1) 高さが2メートル以下で、かつ、区域面積が500平方メートル以下のもの（山地・丘陵地景観ゾーン内で建設等を行う工作物に限る。）</p> <p>(2) 高さが2メートル以下で、かつ、区域面積が1,000平方メートル以下のもの（山地・丘陵地景観ゾーン内で建設等を行う工作物を除く。）</p>

別表第3（第14条関係）

区 分	規 模
山地・丘陵地景観ゾーン	区域面積が1,000平方メートル以下のもの
山地・丘陵地景観ゾーンを除く景観計画区域	区域面積が3,000平方メートル以下のもの